各協議会の安全対策と港則法に基づく勧告の対比表

1. 台風・低気圧対応

種別		台風・津波対策協議会安全対策要領 対策と措置(令和3年1月1日最終改正)		各協議会措置を踏まえた 港則法に基づく勧告内容	
意喚	台風、低気圧、暴 風(雪)に関する 北海道地方気象情 報もしくは石狩、 後志地方気象情報 発表	・今後の気象情報に留意するとともに荒天に備えること。 ・操業中の漁船については、早めに帰港し荒天に備えること。 ・安全に係留できる船舶は、増索等検討し荒天に備えること。 ・危険物積載船は、安全対策を遵守し、荒天に備えること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
第一体制	速25m/s未満) ・最大風速40m/s 以上の暴風域を伴 う台風等が到達す る予報がある場合	【小型船】(漁船、作業船、プレジャーボート等) ・係留索を増索、陸揚げ船の固定索の増索等荒天対策を行い警戒すること。 【大中型船】 ・荒天対策を行い厳重に保船し、保船困難が予想される場合は、余裕のある時期に岸壁を離れ安全な海域へ避難すること。 【危険物積載船】 ・余裕のある時期に岸壁を離れ、安全な海域に避難すること。 【錨泊船】 ・錨泊船は、速やかに走錨防止対策を行い荒天対策を取ること。 ・石狩湾港の錨泊船は、石狩湾新港安全対策協議会が定める「船舶の安全運航確保のための合意事項」を遵守すること。	勧告 (第一体制)	1 在港船舶は荒天準備を行い、必要に応じて乗組員の待機、機関の準備等速やかに避難できる態勢を整えること。 2 保船困難が予想される場合は、余裕のある時期に岸壁を離れ安全な海域へ避難すること。 3 錨泊船は船橋当直を厳重に行い、走錨防止対策をとること。 4 石狩湾港の錨泊船のうち、防波堤外側で錨泊している船舶は抜錨し、安全な海域へ避難すること。 5 VHF16ch聴取及びAIS装置を常時作動すること。	
二体	・台風の暴風域が 6時間以内に到達 または ・暴風(雪)警報 ・暴風(陸上平) ・最大の魔・3以上) ・最大の風域が多ない。 ・最大の風域がある。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	【小型船】(漁船、作業船、プレジャーボート等) ・係留索を増索、陸揚げ船の固定索の増索等荒天対策を行い警戒すること。 【大中型船】 ・タグボートの支援等を必要とする大型船は、余裕のある時期に岸壁を離れ安全な海域へ避難すること。 ・上記以外の船舶は、荒天対策を行い厳重に保船し、保船困難が予想される場合は、余裕のある時期に岸壁を離れ安全な海域へ避難すること。 【危険物積載船】 ・余裕のある時期に岸壁を離れ、安全な海域に避難すること。 【錯泊船】 ・錯泊船は、走錨防止対策を確認し厳重な警戒を行い、必要に応じて安全な海域に避難すること。 ・石狩湾港の錨泊船は、石狩湾新港安全対策協議会が定める「船舶の安全運航確保のための合意事項」を遵守すること。	勧告 (第二体制)	1 離着岸時において、タグボート等の支援を必要とする船舶は、港外へ避難すること。 2 上記1以外の船舶は、港外へ避難又は係留を強化し保船に万全を期すこと。 3 陸揚げ固縛が可能な船舶は、同措置を行い厳重な管理体制を執ること。 4 錨泊船は、走錨防止対策を確認し厳重な警戒を行い、必要に応じて安全な海域に避難すること。 5 石狩湾港の錨泊船は抜錨し、安全な海域へ避難すること。 6 VHF16ch聴取及びAIS装置を常時作動すること。	

2. 地震・津波対応

種別	発表条件	台風・津波対策協議会安全対策要領 対策と措置	協議会要領を踏まえた 港則法による勧告 (例)	
第一体制	北海道日本海沿岸北部または同南部に津波注意報発表	・津波の来襲に備えた対策措置を行い、速やかに避難できるよう準備	勧告 1 津波来襲まで時間的余裕がない場合は、直ちに人命を優先する対応をとること。 2 津波来襲まで時間的余裕がある場合は、荷役・作業を中止し、津波の来襲に備えた対策措置を行い、速やかに避難できるよう準備すること。	
第二体制	北海道日本海沿岸 北部または同南部 に (大) 津波警報 発表	【人命の優先】 ・津波来襲まで時間的余裕がない場合は、直ちに人命を優先する対応をとること。 【在港船舶】 ・港外避難可能な船舶は、直ちに避難すること。 ・在泊船舶は、可能な限り陸揚固縛、係留強化等の危険防止措置を取り、直ちに安全な場所へ避難すること。 【港内荷役工事作業等】 ・荷役・作業等を中止し、津波の来襲に備え、可能な限り資機材等の流出防止措置を取り、直ちに安全な場所に避難すること。	制 1 津波来襲まで時間的余裕がない場合は、直ちに人命を優先する対応をとること。 2 津波来襲まで時間的余裕がある場合は、港外へ避難が可能な船舶は直ちに避難し、その他の船舶は、可能な限り陸揚固縛、係留強化等の危険防止措置を取り、直ちに安全な場所へ避難すること。	